

平成16年(行ウ)第14号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 市民オンブズパーソン栃木 外20名

被告 栃木県知事 福田富一

## 証拠申出書

2009年1月30日

宇都宮地方裁判所 第1民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大 木 一



同 同 若 狭 昌



同 同 須 藤



### 第1 証人尋問の申出

#### 1 人証の表示

(1) 〒100-8981 東京都千代田区永田町2丁目2番1号 第一議員会館739  
証人 福田昭夫(呼出・尋問時間60分)

(2) 〒341-0018 埼玉県三郷市早稲田3丁目20番4号304  
証人 嶋津暉之(同行・尋問時間120分)

- (3) 〒320-0027 宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県庁内  
証人 高橋正英 (呼出・尋問時間60分)
- (4) 〒320-0027 宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県庁内  
証人 久保章 (呼出・尋問時間60分)
- (5) 〒105-0014 東京都港区芝3丁目1番14号 WWFジャパン  
証人 花輪伸一 (呼出・尋問時間60分)

## 2 立証の趣旨

### (1) 上記(1)について

栃木県知事の地位にあった者として、栃木県は、①八ッ場ダムについては治水上の著しい利益を受けることはなく、②思川開発事業及び湯西川ダムについては治水の利益がないこと、及び③思川開発事業については、利水者として参加する必要性はないことを立証する。

### (2) 上記(2)について

「水問題原論」(北斗出版)、「首都圏の水があぶない」(岩波ブックレット)等の著作を有する水問題研究者であり、同証人により、①八ッ場ダム建設事業は、治水上も利水上も必要性のない事業であること、②思川開発事業は治水上も利水上も必要性のない事業であり、また南摩ダムには予定どおりの水が貯まらないこと、③湯西川ダム事業は治水上も利水上も必要性のない事業であることを立証する。

### (3) 上記(3)について

栃木県総合政策課課長の地位にある者として、栃木県は、思川開発事業については利水者として参加する必要性がないにもかかわらず、参加していることを立証する。

### (4) 上記(4)について

栃木県河川課の地位にある者として、栃木県は、①八ッ場ダムについては治水上の著しい利益を受けることはなく、②思川開発事業及び湯西川ダムについては治水の利益がないにもかかわらず、国交省からの納付通知に応じて治水負担金を支払っていることを立証する。

### (5) 上記(5)について

財団法人世界自然保護基金（WWF）の職員で多くの自然保護に関わった者として、八ッ場ダム建設事業及び思川開発事業について実施された環境アセスメントが杜撰であり、環境アセスメントの名に値しないものであることを立証する。

### 3 尋問事項

別紙尋問事項書記載のとおり

## 第2 本人尋問の申出

### 1 原告本人の表示

- (1) 〒322-0346 栃木県鹿沼市上南摩町1745番地1  
原告本人 廣田 義一（同行・尋問時間25分）
- (2) 〒322-0027 栃木県鹿沼市貝島町472番地7  
同 高橋 比呂志（同行・尋問時間40分）
- (3) 〒323-0807 栃木県小山市城東2丁目10番22号  
同 伊藤 武晴（同行・尋問時間20分）
- (4) 〒321-4315 栃木県真岡市道祖土25番地  
同 高松 健比古（同行・尋問時間60分）

### 2 立証の趣旨

#### (1) 上記(1)について

思川開発事業の中核となる南摩ダムのダムサイト直下に住む者であり、南摩川は水量の少ない小河川で、これまで洪水被害が起こったことはなく、予定されているダムに水は貯まらないこと、及び南摩ダム建設計画がダム建設予定地周辺の住民の生活に重大な影響を与えたことを立証する。

#### (2) 上記(2)について

南摩ダムの水を水道用水とすることを予定している県内の市町の水需要を調査した者として、これらの市町は、南摩ダムの水を水道用水とする必要がないことを立証する。

(3) 上記(3)について

藤岡町の地形調査及び栃木県が思川開発事業に参画することによって得られる水道用水を具体的にどうするのかについての調査を行った者として、栃木県には、八ッ場ダムについては治水上の著しい利益を受けることはないこと、及びを思川開発事業に参画することによって得られる水道用水の利用についての具体的計画がないことを立証する。

(4) 上記(4)について

元野鳥の会栃木県支部の会長であり、栃木県内の多くの自然保護に関わった者として、思川開発事業及び湯西川ダム建設事業について実施された環境アセスメントが杜撰であり、環境アセスメントの名に値しないものであることを立証する。

3 尋問事項

別紙尋問事項書記載のとおり

## 尋 問 事 項 書

証 人 福 田 昭 夫

- 1 証人の地位経歴
- 2 栃木県知事の地位にあった際、八ッ場ダムによって、栃木県が河川法63条1項の「著しく利益を受ける」かどうかについてどのように認識していたのか、また、その点についてどのような検討を行ったのか。
- 3 栃木県知事の地位にあった際、思川開発事業によって、栃木県は治水上どのような利益を受けるかどのように認識していたのか、また、その点についてどのような検討を行ったのか。
- 4 栃木県知事の地位にあった際、栃木県は、思川開発事業に利水者として参画することを決定するに当たって、県南地域の水道水の需給及び水没予定地周辺の住民や環境に対する影響については、どのように認識し、その点についてどのような検討を行ったのか。また、下流都県の意見聴取等は行ったのか。行った場合には、誰に対してどのように行い、その結果はどのようなもので、それは上記決定にどのような影響を及ぼしたのか。
- 5 上記決定を将来において見直す考えは持たなかったか。
- 6 栃木県知事の地位にあった際、栃木県は湯西川ダムによって、栃木県は治水上どのような利益を受けるか及び水没予定地周辺の住民や環境に対する影響については、どのように認識していたのか、また、その点についてどのような検討を行ったのか。
- 7 栃木県が、現在、八ッ場ダム建設事業についての治水負担金、思川開発事業についての治水及び利水負担金、並びに湯西川ダム建設事業についての治水負担金を支出していることについて、どのように認識しているのか。
- 8 その他上記に関連する事項

## 尋問事項書

証人 嶋津暉之

- 1 証人の地位経歴
- 2 利根川本川八斗島地点の基本高水流量2万2000 m<sup>3</sup>/秒という設定は正しいか。ダム増設は必要か。
- 3 南摩ダムの治水効果に疑問点はないか。思川乙女地点の基本高水流量4000 m<sup>3</sup>/秒という設定は正しいか。科学的に基本高水流量を設定した場合、南摩ダムは必要か。
- 4 南摩ダムには計画通り水が溜まるか。南摩ダムは利水上役に立つダムか。
- 5 鬼怒川石井地点の基本高水流量8800 m<sup>3</sup>/秒という設定は正しいか。既設の3ダムで100年確率の洪水に対応できないか。湯西川ダムは、治水上必要なダムか。
- 6 ハッ場ダム建設事業、思川開発事業及び湯西川ダム建設事業について、利水者として参画予定の各自治体の水余りの状況はどうか。これらのダム事業に参画する必要があるか。
- 7 その他上記に関連する事項

## 尋 問 事 項 書

証 人 高 橋 正 英

- 1 証人の地位経歴
- 2 栃木県は、思川開発事業に利水者として参画することを決定するに当たって、県南地域の水道水の需給及び水没予定地周辺の住民や環境に対する影響については、どのように認識し、その点についてどのような検討を行ったのか。
- 3 栃木県は、思川開発事業の参画水量をどのようにして使用する予定だったのか。
- 4 思川開発事業の事業計画変更手続に当たって、栃木県は県南地域の水道水の需給については、どのように認識し、その点についてどのような検討を行ったのか。
- 5 湯西川ダム建設事業によって、水没予定地周辺の住民や環境に対する影響については、どのように認識し、その点についてどのような検討を行ったのか。
- 6 栃木県は、八ッ場ダム建設事業についての治水負担金、思川開発事業についての治水及び利水負担金、並びに湯西川ダム建設事業についての治水負担金を支出することについて、どのように認識し、どのような検討を行ったのか。
- 7 その他上記に関連する事項

## 尋 問 事 項 書

証 人 久 保 章

- 1 証人の地位経歴
- 2 栃木県は、八ッ場ダム建設事業によって、栃木県が河川法63条1項の「著しく利益を受ける」どうかについてどのように認識し、どのような検討を行ったのか。
- 3 栃木県は、思川開発事業によって、治水上どのような利益を受けるかどのように認識し、その点についてどのような検討を行ったのか。
- 4 栃木県は湯西川ダムによって、栃木県は治水上どのような利益を受けるかどのように認識し、その点についてどのような検討を行ったのか。
- 5 栃木県は、八ッ場ダム建設事業についての治水負担金、思川開発事業についての治水及び利水負担金、並びに湯西川ダム建設事業についての治水負担金を支出することについて、どのように認識し、どのような検討を行ったのか。
- 6 その他上記に関連する事項



## 尋 問 事 項 書 証 人 花 輪 伸 一

- 1 証人の地位経歴
- 2 南摩ダム建設予定地周辺の自然環境はどのようなものか。栃木県の生物多様性を確保する上で、その保全はどのような意味があるか。
- 3 思川建設事業について実施された環境アセスメントの内容はどうなっているか。どのような問題点があるか。
- 4 湯西川ダム建設予定地周辺の自然環境はどのようなものか。栃木県の生物多様性を確保する上で、その保全はどのような意味があるか。
- 5 湯西川ダム建設事業について実施された環境アセスメントの内容はどうなっているか。どのような問題点があるか。
- 6 このまま、思川開発事業及び湯西川ダム建設事業が実施された場合、栃木県の自然環境に対してどのような影響を及ぼすか。
- 7 その他上記に関連する事項

## 尋 問 事 項 書

原告本人 廣 田 義 一

- 1 本人の地位経歴
- 2 南摩川の水量の状況はどのようなものか。これまで洪水被害が起こったことがあるか。
- 3 南摩ダム建設予定地周辺の住民の従前の生活状況はどうであったか。
- 4 南摩ダム建設計画は、ダム建設予定地周辺の住民に対してどのような影響を及ぼしたか。
- 5 その他上記に関連する事項

## 尋 問 事 項 書

原告本人 高 橋 比呂志

- 1 本人の地位経歴
- 2 どのようにして南摩ダムの水を水道用水とすることを予定している県内の市町の水需要調査を行ったか。
- 3 上記調査の結果どのようなことが判明したのか。
- 4 県南地域の地盤沈下はどのような状況にあるか。
- 5 その他上記に関連する事項

## 尋 問 事 項 書

原告本人 伊 藤 武 晴

- 1 本人の地位経歴
- 2 どのようにして藤岡町の利根川の氾濫が及ぶとされる地域を調査したのか。
- 3 上記調査の結果どのようなことが判明したのか。
- 4 思川開発事業に参画して得られる水道用水を栃木県はどのように利用する計画なのか。
- 5 その他上記に関連する事項

## 尋 問 事 項 書

原告本人 高 松 健比古

- 1 証人の地位経歴
- 2 南摩ダム建設予定地周辺の野生生物の生息状況や自然環境はどうか。栃木県の生物多様性を確保する上で、その保全はどのような意味があるか。
- 3 思川建設事業について実施された環境アセスメントの内容はどうなっているか。どのような問題点があるか。
- 4 湯西川ダム建設予定地周辺の野生生物の生息状況や自然環境はどうか。栃木県の生物多様性を確保する上で、その保全はどのような意味があるか。
- 5 湯西川ダム建設事業について実施された環境アセスメントの内容はどうなっているか。どのような問題点があるか。
- 6 このまま、思川開発事業及び湯西川ダム建設事業が実施された場合、栃木県の野生生物や自然環境に対してどのような影響を及ぼすか。
- 7 その他上記に関連する事項